

## 手帳の交付

◆身体障害者手帳・療育手帳・  
精神障害者保健福祉手帳

手帳の交付がされると税等の優遇措置や自立と社会復帰・社会参加のために利用できます。

- ◆**問合わせ**…○身体障害者手帳・療育手帳  
福祉課 福祉係 57-8503  
○精神障害者保健福祉手帳  
南関町保健センター 53-3298



## 手当や医療費

## 障害児福祉手当

在宅で、重度の障害があり日常生活で常時介護を要する20歳未満の人に対する手当です。認定は診断書によります。身体障害者手帳1級から2級相当の障がいのある人、療育手帳A1の人などです。

- ◆**問合わせ**…福祉課 福祉係 57-8503

## 特別児童扶養手当

在宅で、中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している人に対する手当です。認定は診断書によります。身体障害者1級から4級程度の障がい児、療育手帳A1・A2・B1（一部）などの障がい児を養育している人です。

- ◆**問合わせ**…福祉課 福祉係 57-8503

## 重度心身障害者医療費助成制度

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障がい者保健福祉手帳1級をお持ちの方に医療費の一部を助成します。

- ◆**問合わせ**…福祉課 福祉係 57-8503

## 養育医療

未熟児で生まれ入院養育が必要な方に医療費を給付します。身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定養育医療機関において入院治療に要する医療費を助成します。

- ◆**問合わせ**…南関町保健センター 53-3298

## 育成医療

18歳未満で身体に障がいや病気があり、手術等の治療で障害の改善が期待できる子どもに対して、指定医療機関において医療費の一部を助成します。

- ◆**問合わせ**…福祉課 福祉係 57-8503